

一般社団法人日本パラ水泳連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://paraswim.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 当連盟は2017年に「パラ水泳PI/VI中・長期計画(2017～2024)」という中・長期基本計画を策定している。なお、この計画は策定から5年が経過し、この間にコロナ禍や東京2020パラリンピックが終了し、公益財団法人日本パラスポーツ協会(JPSA)のビジョン策定、スポーツ庁の「第3期スポーツ基本計画」策定、さらには文部科学省が2022年8月に高橋プランを公表したこともあり、今年度から来年度にかけて整合性の検討と見直しを検討する。</p> <p>【審査基準(2)について】 「パラ水泳PI/VI中・長期計画(2017～2024)」を当連盟ホームページにより公表している。</p> <p>【審査基準(3)について】 計画策定に当たり、「障がい者水泳等に関するアンケート調査」という方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募り、その集計結果をホームページにて公開している。</p>	01_パラ水泳PI/VI中・長期計画(2017～2024) 02_2017年度第3回理事会(20180210)議事録 03_2020年度第2回理事会(20210213)議事録 04_障がい者水泳等に関するアンケート調査結果(要約) 05_当連盟ホームページでの掲載状況
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 当連盟の組織及び事業の規模に鑑み、その組織運営及び業務遂行上、経済合理性を踏まえ、円滑に業務を遂行するに必要な範囲で人材の採用を行うこととしている。現状、当連盟では定期採用を行っていないが、関係の役職員から意見を集約したうえで、不定期でパート職員を含む採用を実施することにより、当連盟の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。また、人材の育成の観点から職員の業務執行に必要な外部の研修を都度、受講させるようにしている。</p> <p>【審査基準(2)について】 NA</p> <p>【審査基準(3)について】 NA</p>	なし
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 当連盟の本年9月末現在の会員数は、競技会参加会員491名、競技会参加会員を支援する技術支援会員は87名となっており、会費収入は両方を合わせても年間200万円程度である。事業の多くは、JSC、JPCやその他団体等の助成に依存している。2015年からはパラリンピックサポートセンター助成、2016年からは東京2020パラリンピックの開催関連で協賛企業の支援をいただき、大幅に事業を拡大したが、パラリンピックが終了した2022年以降に継続していただける企業は減少している。</p> <p>2022年以降については、東京2020パラリンピックのレガシーとして制度化されたものを活用しながら、最小の経費で最大の効果を得るべく事業の重点化・見直しなどを積極的に行いボランティアベースでの健全な財政運営ができるよう努めていく。</p> <p>【審査基準(2)について】 審査項目通し番号1のとおり</p> <p>【審査基準(3)について】 審査項目通し番号1のとおり</p>	06_中・長期計画のうち「財政の見通し」の部分抜粋
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】 役員候補者選考規程及び中・長期計画の「組織基盤」の項において、外部理事の目標割合(25%以上)を設定している。また、現在、外部理事の目標割合を超える理事を置いている。</p> <p>【審査基準(2)について】 役員候補者選考規程及び中・長期計画の「組織基盤」の項において、女性理事の目標割合(40%以上)を設定している。また、現在、女性理事の目標割合を超える理事を置いている。</p>	07_役員候補者選考規程 08_中・長期計画のうち「組織基盤」の部分抜粋 09_理事名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く NFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)について】 当連盟は、評議員会を設置していないことから、本審査項目は適用されない。 【審査基準(2)について】 同上	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 当連盟にアスリート委員会を設置しており、委員会を年に1回以上開催している。 【審査基準(2)について】 アスリート委員会について、性別や障害種別、活動経歴等のバランスに考慮して委員を構成しており、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行っている。 【審査基準(3)について】 アスリート委員会の正副委員長を当連盟の理事に配置することにより、アスリート委員会の意見を反映させるようにしている。なお、当連盟アスリート委員会の久保大樹委員は、JPCアスリート委員会委員として委嘱を受けている。	10_アスリート委員会規程 11_アスリート委員会委員名簿 12_過去4年分のアスリート委員会の会議記録 13_JPCアスリート委員会委員一覧
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 現在は16名(上限18名)の理事で理事会が構成されており、現在の理事会の規模は適正で実効性を確保していると考えている。	09_理事名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 役員候補者選考規程により理事の就任時の年齢に制限を設けている。	14_役員候補者選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 役員候補者選考規程により理事の再任回数の上限を設けている。	14_役員候補者選考規程
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	なし
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会規程により役員候補者選考委員会を設置している。	15_役員候補者選考委員会規程 16_役員候補者選考委員会委員名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 連盟及びその役員その他構成員を適用対象とする法令を遵守するために必要な規程を整備している。	17_コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 定款をはじめ、組織運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	18_定款 19_総会運営規程 20_理事会運営規程 21_総務コンプライアンス委員会規程 22_競技者資格審査委員会規程 23_アンチ・ドーピング委員会規程 24_選手等選考委員会規程 25_アスリート委員会規程 26_女性アスリート等支援委員会規程 27_水泳ファミリー委員会規程 28_事務分掌規程 29_会計規程 30_事務局規程 17_コンプライアンス規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人業務に関する各種規程を整備している。	31_文書管理規程 32_「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 33_個人情報保護規程 34_危機管理基本規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 当連盟の役員については基本的に無報酬であることから報酬等に関する規程は整備していないが、例外的に常勤理事に対して報酬を支給しており、理事会によりその支給基準を定めている。 また、事務局職員の賃金等に関する規程を整備している。	35_常勤理事報酬等の支給基準 36_常勤理事報酬等の支給基準第2条に基づく給与の基準 37_契約職員及び嘱託職員の賃金支払等に関する規程 38_パートタイム職員の賃金支払等に関する規程 39_就業規則
15	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 当連盟は一般社団法人であり、定款第9章において基金について、また第10章において計算(会計及び財産)について定めているほか、会計規程により資産及び負債について規定を整備している。	18_定款 29_会計規程 40_基金取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 一般社団法人のルールに則った財政的基盤を整えるための規程を整備している。	41_企業スポンサー等に関する取扱い基準
17	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 パラリンピック競技大会や世界選手権大会等に参加する代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 【審査基準(2)について】 選手の権利保護に関する規程を整備している。また、アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。 【審査基準(3)について】 選手選考方針等については、当連盟の運営委員会において決定するなど公平かつ合理的な過程で実施している。	24_選手等選考委員会規程 42_競技者資格規程 43_マデイラ2022WPS世界選手権大会日本代表選手選考委員会細則 44_マデイラ2022WPS世界選手権大会日本代表役員選考委員会細則
18	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	45_J P S F 公認パラ水泳競技役員及び審判員資格規程
19	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 弁護士、税理士からのサポートを日常的に得られる体制を確保している。また、社会保険労務士、司法書士からのサポートは、都度得られる体制を確保している。 【審査基準(2)について】 役員員については、障がい者スポーツセンターの幹部や地方公共団体職員経験者など専門的分野の知識を有する者を配置しており、法的知識も併せて有している。	46_連盟組織図及び専門家のサポート体制 47_法律顧問契約書(法律事務所) 48_業務契約書(税理士事務所)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会に相当する総務コンプライアンス委員会を設置しており、年1回以上開催をしている。 【審査基準(2)について】 総務コンプライアンス委員会規程において、総務コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割と権限事項を明確に定めている。 【審査基準(3)について】 総務コンプライアンス委員会の構成員として、1名の女性委員を配置している。	21_総務コンプライアンス委員会規程 49_総務コンプライアンス委員会委員名簿 50_過去4年分のコンプライアンス委員会相当委員会の会議記録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 総務コンプライアンス委員会の構成員に有識者として弁護士を臨時委員として配置し、事案の内容に応じて出席を求めるなどの対応ができる体制をとっている。	49_総務コンプライアンス委員会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 役職員、指導者及び審判員並びに選手(強化育成・一般)を網羅したコンプライアンス教育の実施計画を毎年度策定し、コンプライアンス教育を実施している。 役職員向けのコンプライアンス教育については、この計画に基づき、実施する予定である。	51_2022年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画 52_2021年度役職員向けコンプライアンス研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、前項記載の計画に基づき、実施する予定である。	52_2022年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 審判員向けのコンプライアンス教育については、前項の指導者向け研修と同時に実施する予定である。	52_2022年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画
25	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 組織運営において必要となる専門家のサポートについては、コンプライアンス及び相談窓口関係で弁護士、税務会計については税理士が定例的に必要と考えており、弁護士及び税理士と顧問契約を締結し適宜サポートを受けている。 【審査基準(2)について】 法律、会計、税務等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を前述のとおり構築しているほか、社会保険労務士、司法書士にも都度サポートを受ける体制を確保している。	46_連盟組織図及び専門家のサポート体制 47_法律顧問契約書(法律事務所) 48_業務契約書(税理士事務所)
26	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 会計規程、基金取扱規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準(2)について】 適用を受ける一般法人法に基づき、当連盟の目的を理解しその達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしている者で会計に詳しいものを監事として配置している。 【審査基準(3)について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	53_監事名簿 54_2021年度監査報告書
27	[原則6] 法律、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫等による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	55_令和4年度競技力向上事業・JPC事務の手引き 56_スポーツ振興事業助成会計処理の手引(令和4年度用)<JSC> 57_2022年度パラリンピック競技団体助成金説明資料<日本財団パラスポーツサポートセンター>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等について、当連盟ホームページにより法令に基づく開示を行っている。	58_2022年度事業計画書 59_2022年度収支予算書 60_2021年度事業報告書 61_2021年度決算財務諸表 62_当連盟のホームページによる開示状況
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を公表している。	63_国際大会強化指定選手規程 64_ユース等育成選手規程 24_選手等選考委員会規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の当連盟の遵守状況を、2022年10月17日にホームページで公表した。	なし
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 当連盟コンプライアンス規程6条3項において、「役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。契約締結の際には、利益相反の有無という観点からの確認を行っている。 【審査基準(2)について】 2022(令和4)年6月に利益相反ポリシーを理事会において制定し、利益相反を適切に管理している。	18_定款 17_コンプライアンス規程 65_役職員行動規範 66_利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 役職員行動規範及び利益相反ポリシーを作成している。	65_役職員行動規範 66_利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1)通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 当連盟では「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程を定めており、通報窓口について、ホームページ等を通じて、恒常的に当連盟関係者等に周知している。 【審査基準(2)について】 当規程において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 【審査基準(3)について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 【審査基準(4)について】 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 【審査基準(5)について】 研修等の実施を通じて、当連盟役員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	32_「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 67_当連盟ホームページの掲載部分の写し
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 相談窓口に通報があった場合には、直ちに当連盟総務コンプライアンス委員会に連絡が入る体制をとっており、また同委員会に臨時委員として弁護士を配置するなどの体制を敷いている。	68_相談窓口の運営体制 21_総務コンプライアンス委員会規程 49_総務コンプライアンス委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	【審査基準(1)について】 当連盟では処分規程を定め、当連盟ホームページに公開している。規程には、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続、処分審査を行うにあたって処分対象者に弁明の機会を与えること、また、処分結果の通知方法についても定めている。 【審査基準(2)について】 当連盟ホームページに処分規程を掲載することにより、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 【審査基準(3)について】 処分審査を行うにあたって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを処分規程に定めている。 【審査基準(4)について】 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程に定めている。	69_処分規程 70_処分規程を当連盟ホームページに掲載している目次部分の写し
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2)処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 処分審査者は、中立性と専門性が担保されている総務コンプライアンス委員会で行うことになっている。	69_処分規程 49_総務コンプライアンス委員会委員名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)について】 当連盟における懲罰や紛争について、右記の規程において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 【審査基準(3)について】 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	69_処分規程 24_選手等選考委員会規程 42_競技者資格規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 処分規程には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを明示しており、この処分規程は当連盟ホームページにより公開している。	69_処分規程 70_処分規程を当連盟ホームページに掲載している目次部分の写し
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)について】 危機管理体制について、危機管理基本規程を制定し、体制を明確化している。 【審査基準(2)について】 前項と同時期に、危機管理マニュアルを策定している。 【審査基準(3)について】 不祥事対応の一連の流れについては処分規程で規定をしているが、内容の重大性から当連盟運営の「危機」と考えられるに至った場合は、この基本規程を適用する。 【審査基準(4)について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいないが、処分規程にその旨を規定しており、事象が起こった場合は危機管理事象として対応は可能である。	34_危機管理基本規程 71_危機管理基本マニュアル 72_海外危機管理マニュアル 73_危機管理委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 審査書類提出時から過去4年以内に危機に類する不祥事は発生していない。	なし
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 過去4年以内に外部調査委員会を設置したことはない。	なし
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)について】 日本全国を6つの地域に分けて、各地域に地域障がい者水泳連盟が存在するが、当連盟とは権限関係にはない。ただし、当連盟と地域障がい者水泳連盟は、地域における障がい者水泳大会の開催及び当連盟競技会参加会員の確保において連携・協力をしている。 【審査基準(2)について】 NA 【審査基準(3)について】 NA	74_地域連盟に対する事務費に関する取扱要項
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 上記のとおり、当連盟に地方組織はない。しかし、当連盟と地域障がい者水泳連盟は、地域における障がい者水泳大会の開催及び当連盟競技会参加会員の確保において密接な関係があることから、当連盟の外部理事として地域連盟の代表者等を充てている。 また、今年度は、情報提供として一般社団法人スポーツコンプライアンス教育振興機構発行の「まんがでわかるみんなのスポーツ・コンプライアンス入門」(単行本)をスポーツ・コンプライアンス教材として、地域連盟に配布した。	09_理事名簿 75_「まんがでわかるみんなのスポーツ・コンプライアンス入門」(単行本) <表紙のみ>